

2026 年度 国際社会青年育成事業 副団長の募集について

事業の概要について

1 事業の趣旨及び目的

国際社会青年育成事業は、1959 年の上皇上皇后両陛下の御成婚に由来し、1993 年の天皇皇后両陛下の御成婚を記念する事業として 1994 年度より実施してきた「国際青年育成交流事業」を、お代替わりを契機に発展させたものです。

国際社会や地域社会の担い手として、様々な社会課題の解決に向けて国際的視野を持って貢献できる人材（次世代グローバルリーダー）を育成するため、世界各国が共通して抱える社会課題についてテーマを設定し、日本青年を当該テーマについて特徴的な取組を行う国々に派遣するとともに、当該派遣国の青年を我が国に招へいし、ディスカッションや文化交流等の活動を行います。

2 テーマ及び交流国

2026 年度は、「孤独・孤立対策」をテーマとし、特徴的な取組を行う 2 か国へ日本青年を派遣するとともに、当該 2 か国から外国青年を招へいします。

テーマⅠ【地域におけるつながりづくり】ドイツ

テーマⅡ【若者や現役世代の孤独・孤立の予防】リトアニア

3 日本青年団について

日本青年団は、交流国ごとに 1 団、計 2 団結成し、各団の構成は、団長（1 名）、副団長（1 名）、日本参加青年（12 名、18～30 歳）となります。

※ 日本参加青年について、テーマ（孤独・孤立対策）に関してこれまでに通算 1 年以上の実務の経験及び相当程度の知識又は技能を有する者については、実務経験者枠として、31 歳以上 40 歳以下も参加可としています。

4 事業の構成及び内容

本事業は、交流プログラム及びその前後に行う研修・報告会から構成されます。このうち、日本青年団に関する内容は以下のとおりです。

(1) 交流プログラム【使用言語：英語】

① オンラインプレセッション

対面でのプログラムに向けて、日本参加青年及び外国参加青年が自己紹介及びディスカッションに向けた関心事項の共有などを行う。

② 交流国プログラム

テーマ関連施設訪問、ホームステイ、政府機関への表敬訪問等の活動を行う。

③ 東京プログラム

日本参加青年及び外国参加青年が一堂に会し、テーマに沿ったディスカッションや施設訪問のほか、文化交流、成果発表等を行う。

(2) 研修・報告会（日本参加青年のみ）【使用言語：日本語】

① 事前研修

本事業の趣旨、内容及び交流国について理解を深め、日本代表青年としての心構えや交流国における活動の基本を身に付けるとともに、外国参加青年とのディスカッションに備えた実践的な英語の表現及びテーマに関する理解を深め、出発前研修までの自主研修期間における目標を明確にする。

② 出発前研修

交流国における諸活動の最終準備と確認等を行う。

③ 事後研修

事業に参加した成果を取りまとめるとともに、その成果を踏まえ、事業終了後の活動について計画する。

④ オンライン事業報告会

事業に参加して得た知識や経験等について、国際交流に関心のある一般の青少年等に向けて報告を行う。

5 事業日程 ※ 諸般の事情により、日程が変更又は中止となることがあります。

(1) 団長・副団長会議

2026年6月下旬及び8～9月に各1回（計2回。いずれもオンライン）

※ 各回1回当たり2時間を基本とします。

※ 具体的な日程は、団長及び副団長の決定後に決定します。

※ 事前研修、出発前研修及び事後研修中にも同会議を対面にて開催します。

(2) 事前研修

2026年7月16日（木）～7月18日（土）：3日間（都内）

(3) オンラインプレセッション

2026年8月28日（金）：1日間（オンライン、2～3時間程度を想定）

(4) 出発前研修

2026年10月9日（金）～10月10日（土）：2日間（都内）

(5) 交流プログラム（対面で実施するもの）

2026年10月11日（日）～10月23日（金）：13日間

・交流国プログラム 10月11日（日）～10月20日（火）

・東京プログラム 10月21日（水）～10月23日（金）

(6) 事後研修

2026年10月24日（土）：1日間（都内）

(7) オンライン事業報告会

2027年1月24日（日）：1日間（オンライン）

6 日本参加青年に期待すること

内閣府青年国際交流事業の参加青年には、日本の代表として、主体的に事業に参加するとともに、事業参加後も、各々の属する職域や地域に事業参加によって得たものを還元する（「事後活動」）とともに、継続的に自己研鑽に励み、各分野において国際社会や地域社会をけん引するグローバルリーダーに成長することを期待しています。

副団長の職務について

7 委嘱期間

令和8年6月～令和9年1月（予定）

※ 副団長は、内閣府からの委嘱に基づき協力いただくものであり、非常勤の国家公務員として任命されるものではありません。

8 職務内容

副団長には、団長を補佐していただくとともに、団長が職務を継続することができなくなったときに、その職務を代行していただきます。具体的には、主に以下の役割を担っていただきます。

- (1) 団長の補佐及びチームビルディング
 - 団長の職務を補佐する（英語での関係者とのやりとりのサポートを含む。）。
 - 団の調整役となり、団長と参加青年間の団結強化に努める。特に、団員それぞれが均等に役割を持ち責任を分担できるよう調整する。
- (2) 各団員の指導及びサポート
 - 参加青年と積極的なコミュニケーションをとり、相談を受けやすい関係を築くとともに、問題を抱える青年が出た際には、速やかに団長に報告して、状態の改善を図る。
 - 参加青年において日本代表青年としてふさわしくない態度があった場合、団長と協議の上、該当者に対し態度を改めるよう注意する。
- (3) 事業関係者や内閣府との連絡調整
 - 出発準備において、参加青年の各担当と調整しながら必要な内容を整理する。また、内閣府と参加青年との連絡調整を行う。
 - 交流国プログラム期間中、内閣府に定時報告を行うほか、団長の指揮の下、団の状況や現地の情報を内閣府に報告する。
 - 交流プログラム中、表敬訪問やレセプション、施設訪問等、公式行事における団長のスピーチや記念品交換が円滑に進むよう、事前に内閣府が提供する情報を整理し、必要に応じて派遣国の日本公館の職員、現地コーディネーターなどと調整する。
- (4) 団の活動に関する記録

- 交流国プログラム期間中、報告書及び内閣府公式 SNS に掲載する写真及び動画を撮影し、内閣府に提出する。
 - 交流プログラム終了後、交流プログラムに関する副団長報告を内閣府に提出するとともに、内閣府による事業報告書の作成に協力する（事業報告書は、令和 9 年 1 月末までに作成予定）。
- (5) 団に関する事務処理
- 内閣府の指示に基づき、派遣活動経費及び物品の管理・取扱事務を行う。
 - その他、団に関する事務処理全般を担う。
- (6) 交流国プログラム期間における緊急時の対応
- 参加青年の体調の変化、現地報道に基づく危険情報など、交流国プログラムの日程変更又は中止の必要性の検討を要する情報を収集し、団長に報告する。
 - 参加青年に体調不良が生じた場合、団長や現地コーディネーターと調整し、必要に応じて通院や休養の付き添い等を行う。
 - 災害・現地治安の悪化等が生じた場合、団長の指示に従い、内閣府、現地の日本公館、現地治安機関等への連絡、参加青年の安否確認などを行う。
 - 交流国プログラムの日程変更又は中止が必要となった場合、内閣府、現地の日本公館の職員、現地コーディネーター等と調整を行う。
 - 団長が職務を継続することができなくなったときに、その職務を代行する。

9 待遇

- (1) 内閣府の規定に基づき、以下の謝金が支給されます。
1 日当たり 10,200 円（税込）、計 23 日間
（団長・副団長会議 2 日間、研修 6 日間、交流プログラム 14 日間、報告会 1 日間）
※ 謝金は、上記の日程のうち実際に職務に従事した日数に応じて支給されます。
- (2) 以下の経費については、内閣府が負担します。
- ① 研修及び交流プログラム期間中の交通費、宿泊費及び食費（研修及び交流プログラムへの参加に必要な自宅と研修場所の間の交通費を含む。）
※ 日本と交流国との移動には、航空機（エコノミークラス）を利用します。
※ ただし、自宅が外国にある場合、研修及び交流プログラムへの参加に必要な自宅と研修場所の間の交通費は、国内交通費（内閣府が指定する国際空港と研修場所の間の移動に要する交通費）のみ支給します。
 - ② 海外旅行保険（出発前研修、東京プログラム、事後研修期間を含む。）加入費
 - ③ 交流プログラム中に訪問する施設の入場料等
 - ④ 査証手数料（必要な場合）
- (3) 以下の経費については、副団長に自己負担いただきます。
- ① 健康診断及び予防接種に係る費用

- ② 旅券発行手数料
- ③ (2)②の海外旅行保険で賄えない治療費及び付随する費用
※ 特に、事前研修期間中は保険期間外となります。
- ④ 個人的な理由で事業参加を取りやめる場合の帰国等に係る費用
※ ただし、副団長の親族（二親等以内の親族に限る。）が死亡又は危篤状態になった場合、副団長が本事業への参加を継続できないほどの病気を患った又は怪我を負った場合、その他内閣府がやむを得ない帰国と認める場合、内閣府がその全部又は一部を負担する場合があります。
- ⑤ 個人が用意するお土産
- ⑥ 名刺、ポロシャツ等の任意で作成するもの
- ⑦ 文化交流等で使用するもの（衣装等）
- ⑧ 委嘱期間中の通信環境の整備に関する費用及び通信費
※ 交流国プログラム期間中については、業務に必要なWi-Fiを貸与することを予定しています。
- ⑨ 宿泊ホテル等における付随的費用
- ⑩ その他個人用に必要な経費

10 副団長に求められる資質・能力

職務内容を踏まえ、以下の資質・能力を備えた方の応募を期待しています。

- (1) 参加青年の成長のために彼らに寄り添い、青年の自発性を尊重しつつ、必要に応じて適切にアドバイス・指導する力
- (2) 団長と協力し、団運営のために自身にできることを模索し実行する力
- (3) 環境及び状況の変化に臨機応変に対応し、常に明るく前向きに行動する力

副団長の募集・選考について

11 募集人数

2名（各団1名）

※ 交流国の希望は受け付けていません。担当する交流国は、全体の体制等を踏まえ、内閣府が決定します。

12 応募要件

- (1) 日本の国籍を有すること。
- (2) 原則として、30～40代の者であること。
- (3) 各種研修や報告会を含む、事業の全日程に参加できること。委嘱期間中に日本参加青年から寄せられる、事業参加や事業参加後の活動に関する各種相談に対応できること。
- (4) 心身ともに健康で協調性に富み、団長の指揮及び事業の計画に従って日本参加

- 青年を統率することができること。青年等の育成・指導及びチームビルディングに知見・経験を持つ者であることが望ましい。
- (5) 他者の人格と個性を尊重し、ハラスメント等によりその尊厳を傷つけることがないように自らを律することができることとともに、日本参加青年について必要な指導やケアを行うことができること。多様性を受け入れる精神を持ち、どのような行為が他者の尊厳を傷つけ得るかを考える能力を有すること。
 - (6) 内閣府が実施する青年国際交流事業の日本参加青年としての参加経験があることが望ましい。
 - (7) テーマ（孤独・孤立対策）について、日本参加青年に対して必要な指導や助言を与えることのできる相当程度の指導性と知識を有することが望ましい。
 - (8) 日本の社会、文化等について相当程度の知識を有すること。
 - (9) 交流国に理解と関心があること。
 - (10) CEFR 基準で C1 レベル相当（熟練した言語使用者）以上の英語力を有すること。
※ 任意で語学資格を証明する証明書を提出することができます。
 - (11) 新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等の感染症対策に関し、内閣府が求める必要な対応（予防接種、マスク着用、手指消毒、検査、隔離措置等）について協力できること。

13 選考の概要

副団長の選考は、以下のとおり行います。

- (1) 一次選考（書類審査）
 - 参加申込書及び所属先の上司、所属団体の代表者等からの推薦書を基に審査を行います。
- (2) 二次選考
 - 個人面接（オンライン）を実施します。
 - 日程及び選考の詳細については、一次選考の結果と合わせて連絡します。
- (3) 三次選考
 - 個人面接（原則、対面）を実施します。
 - 日程及び選考の詳細については、二次選考の結果と合わせて連絡します。
 - 会場は、内閣府庁舎（東京都千代田区永田町 1-6-1）を予定していますが、オンラインでの実施を希望する場合には、二次選考の結果の通知後に個別に御相談ください。
- (4) 副団長の決定
 - 副団長の決定通知（三次選考の結果の通知）は、2026 年 6 月初旬までに、メールにて行います。
 - 副団長の決定通知の 1 週間前（2026 年 5 月下旬）を目途に、決定予定者に内定連絡を行います。

※ 内定後又は決定後に提出いただく書類については、「15 内定後に提出いただく書類」を御覧ください。

※ 提出いただいた書類の内容を踏まえ、最終的な可否を判断します。そのため、場合

によっては、決定通知の時期が遅れることがあります。

14 応募方法

内閣府 HP（以下 URL）にある応募方法に従って御応募ください。

<https://www8.cao.go.jp/youth/kouryu/bosyu-2026.html>

参加申込書提出の締切：2026年5月8日（金）12時（正午）

- ※ 参加申込書提出に先立つ**応募フォームへの入力・送信は5月6日（水）12時（正午）まで**です。上記期限までに応募フォームへの入力・送信がないと参加申込書の提出は受け付けられませんので、御注意ください。
- ※ 参加申込書はメールによる申請のみ受け付けます。郵送による申請は受け付けませんので御注意ください。
- ※ 応募者多数の場合は、受付期間中であっても募集を早期に締め切ることがあります。
- ※ 締切後の応募は無効となりますので、時間に余裕を持って御応募ください。

その他

15 内定後に提出いただく書類

内定後又は決定後、以下の書類を提出いただく予定ですので、予め御準備をお願いします。

① 健康診断書（内定後）

- ※ 最新の受診結果（2025年6月以降に受診したもの）を御提出ください。
- ※ 医療機関で受診するもののほか、所属する大学や勤務先で受診する定期健康診断結果でも差し支えありません。
- ※ 必須項目は以下のとおりです。
問診、身体測定（身長及び体重）、視力、血圧、尿検査（蛋白及び糖）
- ※ 必要に応じて、追加の書類の提出を個別に依頼する場合があります。

② 既往歴、現在の通院・服薬状況等（内定後）

③ ②に関する医師の診断書（内定後）

④ パスポートの写し（決定後）

- ※ 外国への渡航に際し、保険等の手続きに必要となります。

16 個人情報の取扱い

(1) 本事業への応募に際して収集した個人情報（応募フォーム及び参加申込書に記載された情報）は、以下の利用目的の範囲内で適切に取り扱います。

① 副団長の選考

(2) また、副団長として決定された方の個人情報（応募フォーム及び参加申込書に記載された情報並びに15で提出された書類に記載された情報）は、上記に加え、以下の目的の範囲内で適切に取り扱います。

① 2026年度の本事業の実施

各国政府や日本国内の他の政府機関（外務省等）、大使館、事業受託業者、

プログラムの受入団体（都道府県等の地方公共団体、視察先団体、同窓会組織等）、報道機関等への情報提供を想定しています。

② 2027 年度以降の内閣府青年国際交流事業の実施

各種プログラムに過年度事業の副団長として協力を依頼する場合等における利用（事業受託業者への情報提供を含む。）を想定しています。

③ 事業の広報及び記録

内閣府や事業の運営者、プログラムの受入団体等が、研修や交流プログラムの様子を撮影・録画・録音し、内閣府 HP や内閣府公式 SNS、インターネット上の広告等に使用することがあります。

- (3) 本事業に応募した方は、上記(1)の個人情報の取扱いに同意したものとみなします。また、副団長として決定された方は、上記(2)の個人情報の取扱いについて、予め同意したものとみなします。

17 照会先

内閣府 青年国際交流担当室 国際企画担当

〒100-8914 東京都千代田区永田町 1-6-1 中央合同庁舎第 8 号館

電話 03-5253-2111（大代表）

（平日／9：30～18：15）